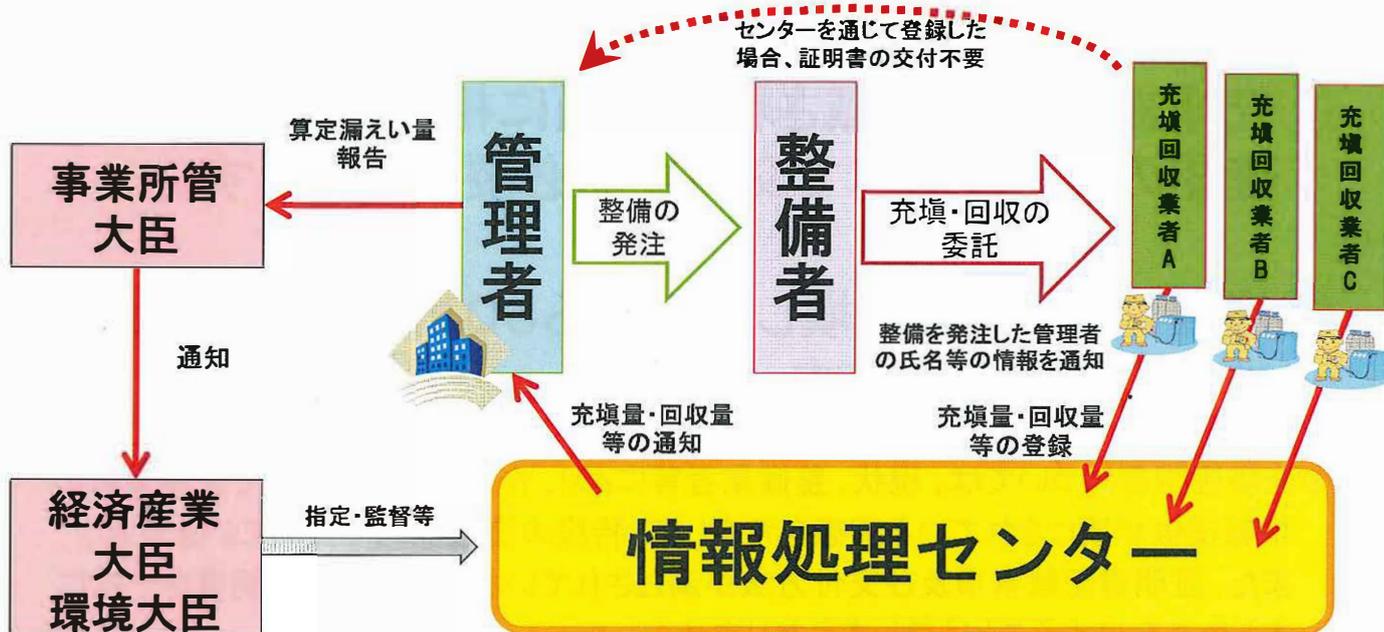


# 7. 情報処理センターの活用



## 情報処理センターの活用①



※改正フロン法では、国から「情報処理センター」として指定を受けた電子情報処理組織を利用できるようになります。

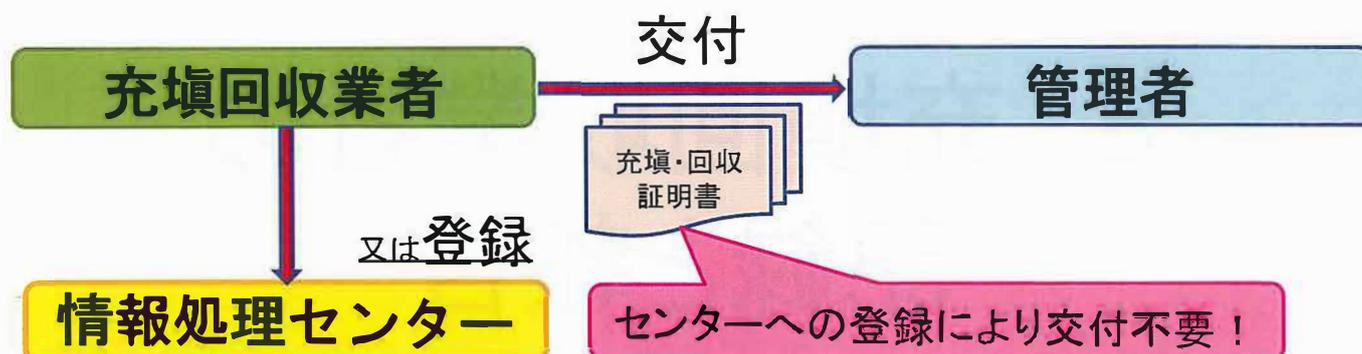


## 情報処理センターの活用②

- ◆ 充填回収業者は、フロンの種類ごとに、充填・回収した量その他の定められた事項を**情報処理センターに登録した場合、充填・回収証明書の交付を必要とせず、**情報処理センターが管理者に登録された事項を通知する仕組みです。
- ◆ **管理者は、この仕組みを活用することで充填・回収証明書の管理・保存の必要がなくなり、漏えい量の算定が容易になります。**



## 情報処理センターの活用③



管理者の承諾を得て情報処理センターに充填・回収の内容を登録すれば「充填証明書」、「回収証明書」の交付は必要ありません。また管理者も証明書の保存、管理の手間を省くことができます。



## 情報処理センターの活用④

### ◆ 充填証明書の交付に代わる情報処理センターへの登録

- ① 整備を発注した管理者の承諾を得て、
- ② 登録事項に相違がないことを確認の上、
- ③ フロンを充填した日から20日以内に  
登録することとされています。

### ◆ 情報処理センターへの登録事項

- ① 情報処理センターへの登録年月日
- ② 整備を発注した管理者(自らが充填回収業者である場合を含む。)の氏名又は名称及び住所
- ③ フロンを充填した機器の所在(具体的な店舗の住所等の設置場所が特定できる情報)
- ④ フロンを充填した機器が特定できる情報(機器番号その他製品の識別が可能な番号等)
- ⑤ フロンを充填した充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- ⑥ フロンを充填した年月日
- ⑦ 充填したフロンの種類ごとの量及び冷媒番号別の区分ごとの量
- ⑧ 当該第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別

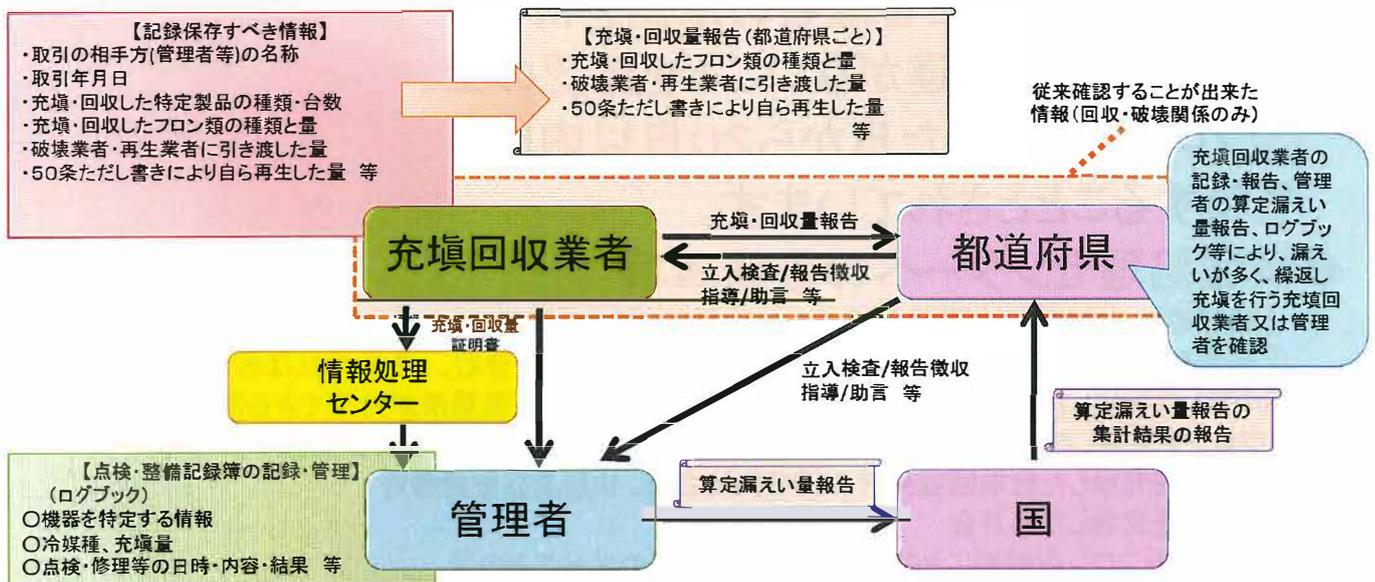
※ 回収の場合は、上記①～⑦の「充填」を「回収」と読み替えた内容となります。



# 8. 充填回収業者の記録と報告



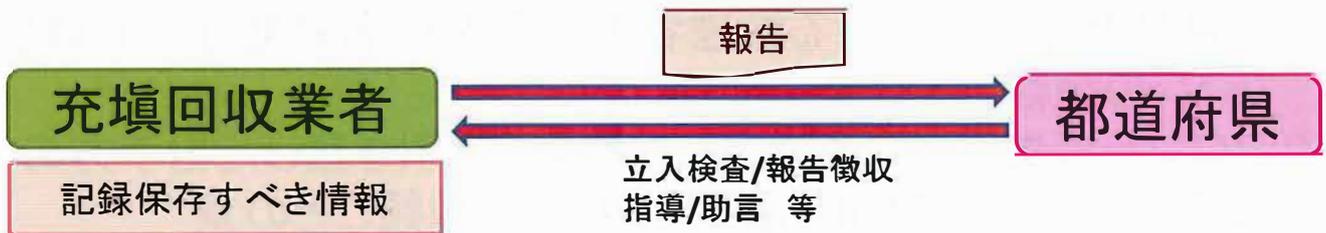
## 充填回収業者の記録と報告①



## 充填回収業者の記録と報告②

現行の回収報告で求めている事項に加え、**充填量、再生業者への引渡数量等の事項について記録保存**することが求められることになりました。

これらの**追加事項**についても、**年度ごとに都道府県知事に報告**が必要です。



## 充填回収業者の記録と報告③

### ◆ 記録すべき事項 (従来の項目への追加記録項目)

- ① 整備時 (機器の新規設置時を含む) においてフロンを充填した年月日
- ② 充填に係わる機器の種類及び台数
- ③ 充填したフロンの種類ごとの量 (回収した後に再び当該機器に充填した量を除く) … 純粋な充填量
- ④ 回収した後に再び機器に冷媒として充填した量について記載 … 再び機器に充填した量
- ⑤ 初期設置時の充填量



## 充填回収業者の記録と報告④

### ◆記録すべき事項(従来の項目への追加記録項目)

- ⑥ 充填に係わる整備を発注した管理者及び第一種特定製品整備者の氏名又は名称及び住所
- ⑦ 法50条ただし書きに基づき充填回収業者が自ら回収したフロンの再生を行った年月日及びそのフロンの種類ごとの量
- ⑧ 充填回収業者による簡易的な再生をしたフロンを充填した年月日及び充填に係る管理者の氏名又は名称並びに充填したフロンの種類ごとの量
- ⑨ フロンを再生業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロンの種類ごとの量



## 充填回収業者の記録と報告⑤

### ◆都道府県への報告事項(従来の項目への追加項目)

業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに整備時(機器の新規設置時を含む)における

- ① フロンを充填した機器の台数
- ② 充填したフロンの種類ごとの量(回収した後に再び機器に充填した量を除く)(整備時の充填のうち、機器の新規設置時の現場充填分は、2回目以降の充填に係わるものとは区分して記載するものとします)



## 充填回収業者の記録と報告⑥

### ◆ 都道府県への報告事項 (従来の項目への追加項目)

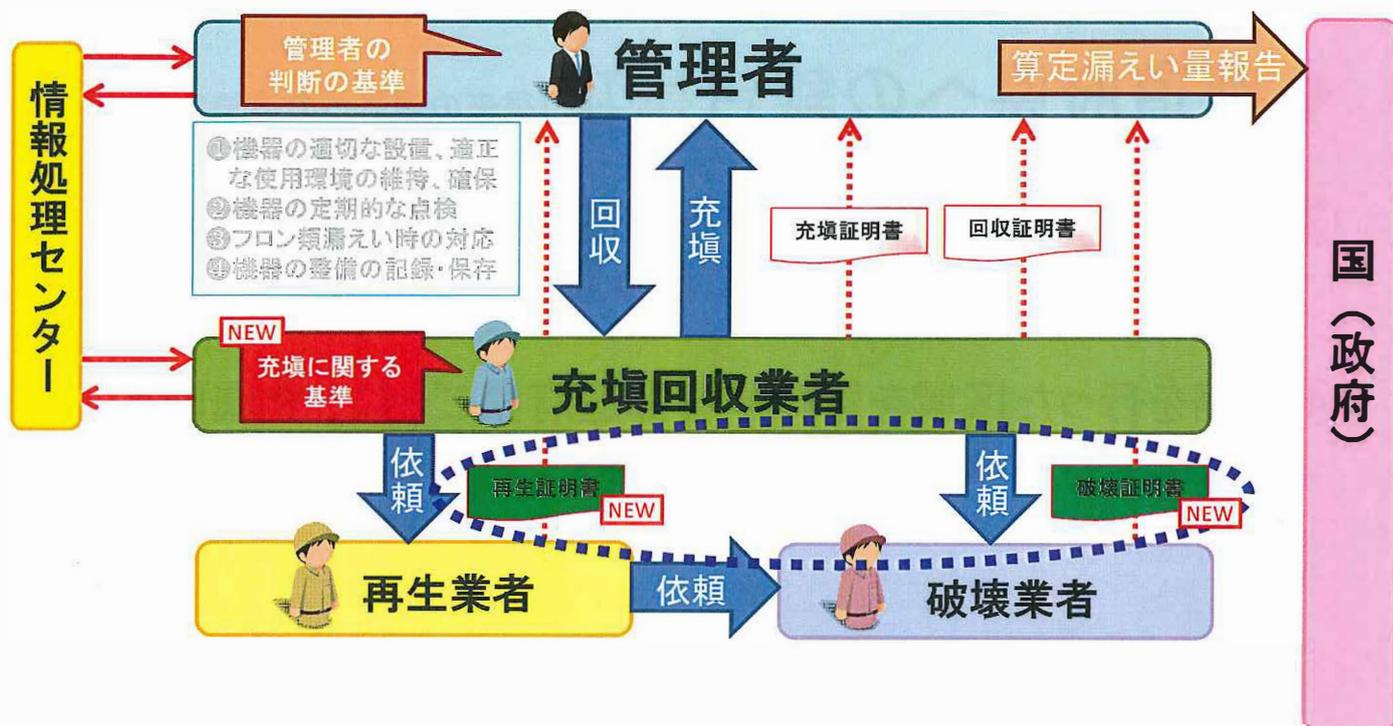
- ③ 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、再生業者に引き渡したフロンの種類ごとの量
- ④ 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、充填回収業者による簡易な再生を行い機器に充填したフロンの種類ごとの量



## 9. 回収したフロン類と再生・破壊証明書



# 回収したフロン類と再生・破壊証明書



## 回収したフロン類の引渡義務

充填回収業者は、フロンを回収した場合において再び機器に充填したものの以外のものがあるとき、又はフロンを引き取ったときは、別途定められた場合を除き、**再生業者**又は**破壊業者**に対し、フロンを**引き渡**さなければなりません。



## 回収したフロン類の引渡義務の例外

充填回収業者の**引渡義務の例外**は、次のいずれかに該当する場合となります。

- ①法50条1項のただし書の規定により**自らフロンの再生**をする場合
- ②要件のすべてに該当する者として都道府県知事が認める者に引渡す場合(**法46条1項の例外**による業者(現省令7条業者))
- ③再生若しくは破壊の実験のために使用することが確実である者に引き渡す場合(引き渡したフロンが破壊若しくは充填回収業者に返却されるものに限る)



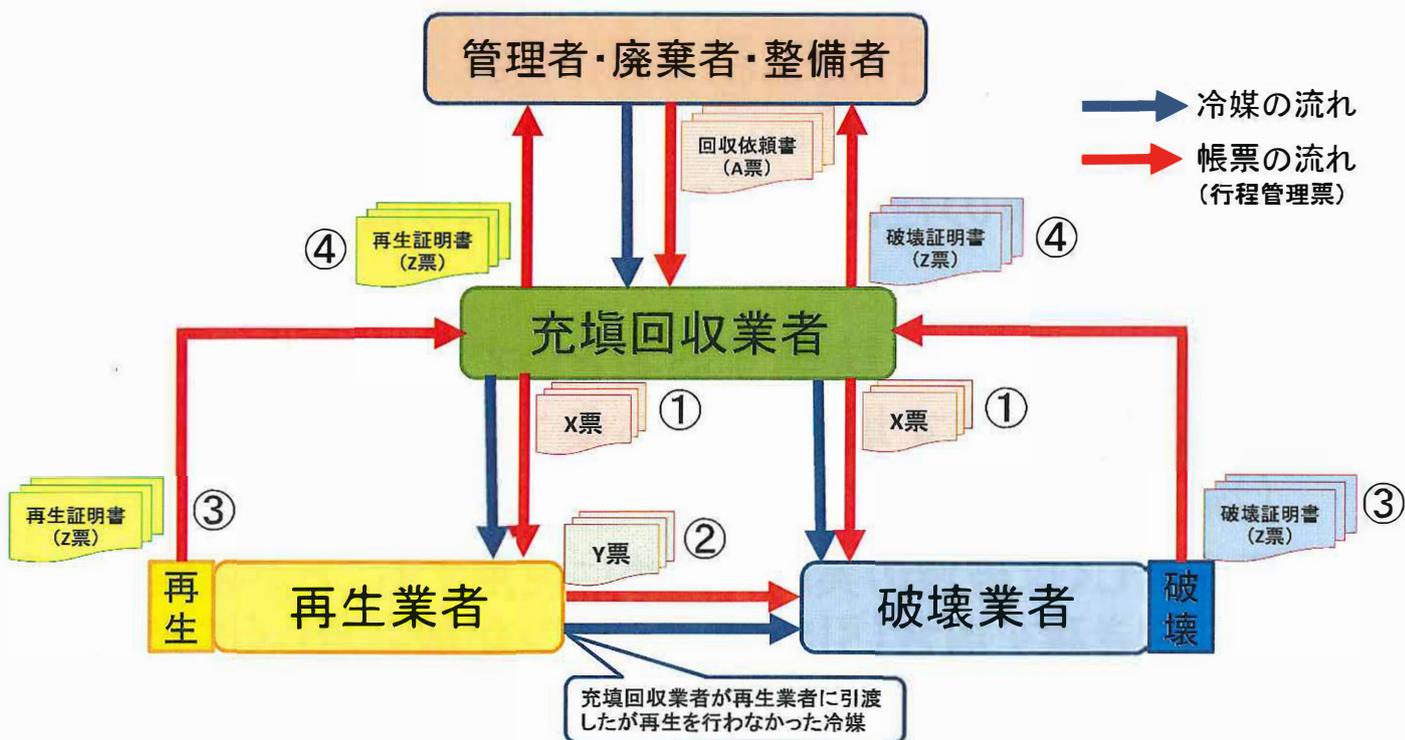
## 再生証明書・破壊証明書について

改正法においては、**再生業者及び破壊業者は、**充填回収業者から直接引き取ったフロン類の処理について、**再生証明書又は破壊証明書の交付**が義務付けられています。

これらの証明書は、充填回収業者を經由して、整備を発注した**管理者又は廃棄等実施者に**回付されます。



# 再生証明書・破壊証明書の流れ



## 再生証明書

### ◆再生証明書の記載事項

- ① 引取りを求めた充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- ② 引き取ったフロンの種類(冷媒番号区分の別)ごとの量及び引取りの際の容器(ボンベ等)の識別番号
- ③ 再生した再生業者の氏名又は名称、住所及び許可番号
- ④ 当該証明書の交付年月日
- ⑤ 再生したフロンの引取りを終了した年月日
- ⑥ 再生したフロンの種類(冷媒番号区分の別)ごとの量
- ⑦ 再生を行ったフロンの種類(冷媒番号区分の別)ごとの再生されなかったフロンとして破壊業者に引き渡すこととしたフロンの種類(冷媒番号区分の別)ごとの量(自らが破壊業者として破壊した場合は、破壊した年月日、破壊したフロンの種類(冷媒番号区分の別)ごとの量)
- ⑧ 再生した年月日

### ◆再生証明書の交付方法

- ① 再生証明書に記載された事項に相違がないことを確認の上、交付すること。
- ② フロンを再生した日から30日以内に交付すること。

# 破壊証明書

## ◆破壊証明書の記載事項

- ①引取りを求めた充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- ②引き取ったフロンの種類(冷媒番号区分の別)ごとの量及び引取りの際の容器(ポンベ等)の識別番号
- ③破壊した破壊業者の氏名又は名称、住所及び許可番号
- ④当該証明書の交付年月日
- ⑤破壊したフロンの引取りを終了した年月日
- ⑥破壊した年月日
- ⑦破壊したフロンの種類(冷媒番号区分の別)ごとの量

## ◆破壊証明書の交付方法

- ①破壊証明書に記載された事項に相違がないことを確認の上、交付すること。
- ②フロンを破壊した日から30日以内に交付すること。

